

政令第四百十六号

地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二第一項第三号中「」において製作された物品を「を」に改め、同項第四号中「物品を、」を「物品を当該認定を受けた者から」に、「、買い入れる」を「買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける」に改める。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第二条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「」において製作された物品を」を「」（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から」に改め、同項第四号中「物品を、」を「物品を当該認定を受けた者から」に、「買い入れる」を「買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規程で定める手続により新役務の提供を受ける」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

地方公共団体による契約の締結に関し、普通地方公共団体の長又は地方公営企業の管理者が随意契約により契約をすることができる場合を追加する等の必要があるからである。